

秋田市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第48号

秋田市屋外広告物条例の一部を改正する条例

秋田市屋外広告物条例（平成8年秋田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第8号中「発電用風力設備」の次に「の柱部分」を加える。

第11条の次に次の1条を加える。

（点検義務）

第11条の2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、第9条第1項の規定によりこれらを管理する者を置いているときは、当該管理する者に当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況を点検させなければならない。ただし、当該管理する者が点検することができないときは、当該管理する者以外の者であつて、同条第2項各号に掲げるもの又は規則で定めるものに点検させることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項第8号の改正規定および次項の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。